

第1回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 令和4年1月25日(火)午後4時00分
2. 開催の場所 当麻町農林業合同事務所 3階 大ホール
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員(13名)

1番	佐々木康二	8番	田中 信幸
2番	高橋 裕一	9番	舟山 賢治
3番	藤中 敏彦	10番	福田はるみ
4番	朴谷 和夫	11番	木下 和夫
5番	窪 郁夫	12番	太田 正人
6番	杉山 央	13番	住田 哲也
7番	荒川 敏幸		
5. 欠席委員(0名)
6. 議事日程

日程第1	議案第1号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日程第2	議案第2号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
日程第3	議案第3号	農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
日程第4	議案第4号	あっせんの申し出者について
日程第5	議案第5号	農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について
		その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	室屋 尚弘
事務局次長	山村 靖彦

8. 会議の概要

開会 午後 3 時 54 分

局長： 出席予定のみなさんがお揃いになりましたので、ご起立願います。礼。

全員： よろしく願います。

議長： それでは只今より、令和 4 年第 1 回当麻町農業委員会総会を開会いたします。

まずは、改めまして明けましておめでとうございます。委員の皆さんまた関係機関の皆さん、事務局含めて昨年は 1 年間いろいろとお世話になりました、ありがとうございました。

今月も終盤にきてますけども、皆さんご承知おきのよう、本来ですとこの総会が終わりましたら新年会を予定してましたが、町内でクラスターが出たということで、今は第 6 波の真っ最中、またオミクロン株が猛威をふるっているということで、27 日から来月の 20 日まで北海道も蔓延防止がかかる予定ですが、それで落ち着けばいいなと思っているんですけども、皆さんに置かれましては、これからハウスかけなど準備で忙しくなる時期かなと思います。コロナももう 3 年目になりますので、こういう状態に慣れてきたのかなと思います。今一度感染対策も十分になさって、調子の悪い時は無理をなさらずにお休みいただき、くれぐれも気をつけていただきたいと思います。昨年は記憶にも記録にも残るような一年でしたけども、今年も年初めからどうなるのだろうと不安を抱いている方もいるのかと思いますけども、農業委員の皆さんはある程度決められたことを守りながら、感染対策をしながら徐々に進んでいこうと思いますので、今年一年もよろしく願いたいと思いますし、一刻も早くコロナが治まって、少しでも正常な生活だったり、行事が出来るようになればいいなと願っております。

本日の会議録署名委員は、議席 11 番、木下委員、議席 12 番、太田委員にお願いいたします。

只今の出席委員は 13 名、全員であります。

関係機関では、普及センターの近藤係長から欠席したいとの連絡が入っております。

それでは事務局長より本日の議事日程について説明をお願いします。

局長： はい、1 ページをご覧ください。本日の議事日程は、日程第 1、「議案第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」7 件、日程第 2、「議案第 2 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」9 件、所有権移転が 8 件、使用貸借が 1 件でございます。日程第 3、「議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」16 件、売買が 4 件、新規 8 件、継続が 4 件でございます。日程第 4、「議案第 4 号、あっせんの申出者について」3 件、日程第 5、「議案第 5 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」及び「その他」でございます。以上、よろしくご審議願います。

議 長： それでは審議に入ります。2 ページをご覧ください。
日程第 1、議案第 1 号、「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」審議をいたします。まず、番号 1 について審議をいたしますが、当麻町農業委員会会議規則第 8 条、議事参与の制限により、〇〇委員は退席願います。

【〇〇委員退席】

議 長： それでは事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、次のとおり、農地の賃貸借の合意解約通知があったので審議を求める。令和 4 年 1 月 25 日提出、当麻町農業委員会会長名。
番号 1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、後ほどご審議いただきます、農地法第 3 条での売買のための解約でございます。
本件につきましては、合意解約成立日から 6 ヶ月以内に対象農地が引き渡しとなっておりますので、解約が成立していると考えられます。 以上です。

議 長： 只今、事務局より番号 1 について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 1 号、番号 1 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 1 号、番号 1 については原案のとおり決定をいたします。〇〇委員はお戻り願います。

【〇〇委員着席】

議 長： 続きまして、番号 2 から番号 7 について、事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、番号 2、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて〇、面積合計、〇〇〇〇㎡、第三者との賃貸のための解約でございます。
番号 3、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、あっせん申出のための解約でございます。
番号 4、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、同じく、あっせん申出のための解約でございます。 3 ページをお開き願います。
番号 5、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、後ほどご審議いただき

ます、農地法第3条での売買のための解約でございます。

番号6、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、借主の経営移譲に伴う解約でございます。

番号7、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、第三者との賃貸のための解約でございます。

以上、6件につきましては、合意解約成立日から6ヵ月以内に対象農地が引き渡しとなっておりますので、解約が成立していると考えられます。以上です。

議長： 只今、事務局より番号2から番号7について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第1号、番号2から番号7について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第1号、番号2から番号7については原案のとおり決定をいたします。続きまして、4ページの日程第2、議案第2号、「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。まず、所有権移転の番号1について審議をいたしますが、当麻町農業委員会会議規則第8条、議事参与の制限により、〇〇委員は退席願います。

【〇〇委員退席】

議長： それでは事務局より説明をお願いします。

次議長： はい、議案第2号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求める。令和4年1月25日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は売買でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、町道〇〇線道路に面しております。今回、売主の申し入れに対し、買主が合意した事により、農地法第3条による売買の申請をするものでございます。

〇〇〇〇さんは、現在〇〇歳で、就農から〇〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。なお、別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議 長： 只今、事務局より、所有権移転の番号 1 について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 2 号、番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 2 号、番号 1 については原案のとおり決定をいたします。〇〇委員はお戻り願います。

【〇〇委員着席】

議 長： 続きまして、所有権移転の番号 2 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、番号 2、贈与者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、受贈者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、畑、面積、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積は〇〇〇〇、申請理由は贈与でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の凶面箇所、町道〇〇線道路に面しており、番号 1 でご審議いただいた箇所付近でございます。今回、贈与者の〇〇さんが、当麻町内に所有する農地の処分にあたり、隣接地を所有している受贈者の〇〇さんに贈与を申入れ、合意したため、農地法第 3 条による申請をするものでございます。

〇〇〇〇さんは、現在〇〇歳で、就農から〇〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題ありません。権利取得後における経営面積は、農地法で規定されている下限面積を下回っておりますが、現在、〇〇さんご本人が農地所有適格法人の構成員として所有する農地の大半を法人へ賃貸し耕作しております。当該農地につきましても所有権移転登記完了後、同様の手続きにより耕作する予定でありますので、許可要件を満たしているものと考えます。同じく、別にお配りしております、農地法第 3 条調査書を後刻ご覧願います。 以上です。

議 長： 只今、事務局より、所有権移転の番号 2 について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 2 号、番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 2 号、番号 2 については原案のとおり

決定をいたします。続きまして、所有権移転の番号3について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

はい、議案5ページをご覧ください。

番号3、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇が畑、〇〇〇〇番〇が田、面積合計、〇㎡、水張〇a、作付、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は売買でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、町道〇〇道路と町道〇〇道路交差点付近で、売主である〇〇さんご自宅周辺でございます。今回、売主の申し入れに対し、買主が合意した事により、農地法第3条による売買の申請をするものでございます。

〇〇〇〇さんは、現在〇〇歳で、就農から〇〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。なお、別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧ください。以上です。

議長： 只今、事務局より、所有権移転の番号3について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第2号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第2号、番号3については原案のとおり決定をいたします。続きまして、所有権移転の番号4と番号5は関連がありますので、2件併せて審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次長： はい、番号4、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇。

続きまして、番号5、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇aでございます。

2件併せた後の経営面積が、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由はいずれも売買でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番及び〇番の図面箇所、町道〇〇道路に面しており、対象農地が隣接しております。当該農地内にため池が存在し、双方の圃場が、そのため池を使用している事から、今回2件併せて農地法第3条による売買の申請をするものでございます。

〇〇〇〇さんは、現在〇〇歳で、就農から〇〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。別にお配りしており

ます、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。 以上です。

議 長： 只今、事務局より、所有権移転の番号4と番号5について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第2号、番号4と番号5について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第2号、番号4と番号5については原案のとおり決定をいたします。続きまして、所有権移転の番号6について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、番号5、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、畑、面積、〇〇〇〇㎡、作付は〇〇〇〇、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積は〇〇〇〇、申請理由は売買でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、町道〇〇道路に面しており、〇〇〇〇の向かいでございます。今回、売主があっせんによる農地処分を行うにあたり、当該農地があっせんの対象とならない農地であるため、農地法第3条による売買の申請をするものでございます。

〇〇〇〇さんは、現在〇〇歳で、就農から〇〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題ありません。権利取得後における経営面積は、農地法で規定されている下限面積を下回っておりますが、現在、〇〇さんご本人が農地所有適格法人の構成員として所有する農地すべてを法人へ賃貸し耕作しております。当該農地につきましても所有権移転登記完了後、同様の手続きにより耕作する予定でありますので、許可要件を満たしているものと考えます。別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。 以上です。

議 長： 只今、事務局より、所有権移転の番号6について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第2号、番号6について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第2号、番号6については原案のとおり決定をいたします。続きまして、所有権移転の番号7と番号8は関連がありますので、2件併せて審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案6ページをご覧願います。

番号7、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a。

続きまして、番号8、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張は〇〇〇〇、でございます。

2件併せた後の経営面積が、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由はいずれも売買でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番及び〇番の図面箇所、町道〇〇道路に面しており、対象農地が隣接しております。番号7の売主、〇〇〇〇さんが、あっせんによる農地処分を行うにあたり、〇番の農地があっせんの対象とならない農地であった事、番号〇の売主、〇〇〇〇さんが所有する農地があっせん対象農地の一部に入り込んでいた事から、今回、2件併せて農地法第3条による売買の申請をするものでございます。

〇〇〇〇さんは、現在〇〇歳で、就農から〇〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議長： 只今、事務局より、所有権移転の番号7と番号8について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第2号、番号7と番号8について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第2号、番号7と番号8については原案のとおり決定をいたします。続きまして、使用貸借の番号9について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次長： はい、番号9、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積は〇〇〇〇、申請理由は経営移譲でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。貸主の〇〇さんが、息子の〇〇さんへ経営移譲したため、農地法第3条による使用貸借の申請をするものでございます。

〇〇〇〇さんは、現在〇〇歳で、就農から〇〇年が経過しております。農業後継者であった、兄の〇〇さんが〇〇年程前に他界されたため、父親の協力を受けながら農業経営を引き継ぐものであり、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議長： 只今、事務局より、使用貸借の番号9について説明がありました。この件

について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 2 号、番号 9 について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第 2 号、番号 9 については原案のとおり決定をいたします。続きまして、13 ページの日程第 3、議案第 3 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」審議をいたします。まず、所有権移転の番号 1 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり、農用地利用集積計画（第 1 回）の決定について審議を求める。令和 4 年 1 月 25 日提出、当麻町農業委員会会長名。

所有権移転の番号 1、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇、外〇筆が田、〇〇〇〇番〇が畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、作付、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由、離農のため、あっせん委員は、佐々木委員、舟山委員、住田会長でございます。売買価格は、〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。所有権移転のための売買について、1 月 13 日にあっせん委員会を開催しております。 以上です。

議長： 只今、事務局より、所有権移転の番号 1 について説明がありましたが、この件について、あっせん委員長の佐々木委員より、補足説明をお願いします。

佐々木委員： 事務局の説明のとおりでございますが、先ほどの議案 2 号 8 番の件で審議されてますが〇〇〇〇さんの農地が若干入っていますのでその分を差し引いたのち田と畑を合わせてこの金額となりました。田は反当たり〇〇〇〇円で双方納得いただいております。以上です。

議長： ありがとうございます。それでは所有権移転の番号 1 について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 3 号、番号 1 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第 3 号、番号 1 については原案のとおり決定をいたします。続きまして、所有権移転の番号 2 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、所有権移転の番号 2、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇が田、〇〇〇〇番〇が畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、作付、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由、離農のため、あっせん委員は、太田委員、荒川委員、朴谷委員でございます。売買価格は、〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。所有権移転のための売買について、1月12日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議 長： 只今、事務局より、所有権移転の番号 2 について説明がありましたが、この件について、あっせん委員長の太田委員より、補足説明をお願いします。

太田委員： ただいま事務局の説明の通りでございます。特に問題なく進めさせていただきました。田の方が 10a 当たり〇〇〇〇円、畑の方が 10a 当たり〇〇〇〇円で決めさせていただきました。以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは所有権移転の番号 2 について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 3 号、番号 2 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 3 号、番号 2 については原案のとおり決定をいたします。続きまして、所有権移転の番号 3 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、所有権移転の番号 3、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇、外〇筆が田、〇〇〇〇番〇の内が畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、作付、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由、高齢のため、あっせん委員は、福田委員、杉山委員、窪委員でございます。売買価格は、〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。所有権移転のための売買について、1月12日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議 長： 只今、事務局より、所有権移転の番号 3 について説明がありましたが、この件について、あっせん委員長の福田委員より、補足説明をお願いします。

福田委員： ただいま事務局よりご説明があったとおりですけれども田の方が 10a 当たり〇〇〇〇円、畑の方が 10a 当たり〇〇〇〇円で問題なく進めることが出来ました。以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは所有権移転の番号 3 について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 3 号、番号 3 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 3 号、番号 3 については原案のとおり決定をいたします。続きまして、所有権移転の番号 4 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、所有権移転の番号 4、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由、相続した農地を耕作できないため、あっせん委員は、藤中委員、木下委員、田中委員でございます。売買価格は、〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。所有権移転のための売買について、1 月 13 日にあっせん委員会を開催しております。 以上です。

議 長： 只今、事務局より、所有権移転の番号 4 について説明がありましたが、この件について、あっせん委員長の藤中委員より、補足説明をお願いします。

藤中委員： 補足説明ということで水張面積対しまして反当〇〇〇〇円の売買となっております。以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは所有権移転の番号 4 について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 3 号、番号 4 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 3 号、番号 4 については原案のとおり決定をいたします。続きまして、利用権設定の新規について審議をいたします。まず、番号 5 について審議をいたしますが、当麻町農業委員会会議規則第 8 条、議事参与の制限により、〇〇委員は退席願います。

【〇〇委員退席】

議 長： それでは事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案 14 ページをご覧ください。利用権設定の新規、番号 5、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は高齢のため、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。以上です。

議 長： 只今、事務局より、利用権設定の新規、番号 5 について説明がありました。この件について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 3 号、番号 5 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 3 号、番号 5 については原案のとおり決定をいたします。〇〇委員はお戻り願います。

【〇〇委員着席】

議 長： 続きまして、利用権設定の新規、番号 6 から番号 12 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、利用権設定の新規、番号 6、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は高齢のため、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

番号 7、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は経営の縮小、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番と〇〇〇〇、議案〇ページ、同じく〇番の図面箇所でございます。

番号 8、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は相手方の要望、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

番号 9、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、畑、面積、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は相手方の要望、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。以下、番号 10 につきましても、借

主が同じでございます。

続きまして、議案〇ページをお開き願います。

番号 10、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は相手方の要望、契約期間は〇年でございます。圃場は、同じく〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

番号 11、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は高齢のため、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

番号 12、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は借主の経営移譲、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。 以上です。

議長： 只今、事務局より、利用権設定の新規、番号 6 から番号 12 について説明がありました。この件について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 3 号、番号 6 から番号 12 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第 3 号、番号 6 から番号 12 については原案のとおり決定をいたします。続きまして、利用権設定の継続について審議をいたします。関係する委員がおりますが、継続案件のため、退席をせずに審議をいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

次議長： はい、議案 15 ページをご覧ください。利用権設定の継続でございます。なお、継続案件のため、経営面積、うち借入面積、申請理由につきましては、説明を省略させていただきます。

番号 13、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a。

番号 14、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a。

番号 15、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a。

16 ページをご覧ください。

番号 16、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇〇〇a。以上です。

議 長： 只今、事務局より、利用権設定の継続について説明がありました。この件
委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第3号、番号13から番号16
委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第3号、番号13から番号16については
原案のとおり決定をいたします。続きまして、28ページの日程第4、議案第
4号、「あっせんの申出者について」審議をいたします。事務局より説明をお
願いします。

次 長： はい、議案第4号、あっせんの申出者について、令和4年1月25日提出、
当麻町農業委員会会長名。

番号1、住所、〇〇〇〇、氏名、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、
計〇筆、〇〇〇〇番〇が登記地目、田、現況地目、田及び畑、〇〇〇〇番〇、
外〇筆が登記地目、現況地目とも田、〇〇〇〇番〇が登記地目、畑、現況地
目、田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、作付、〇〇〇〇a、申
出理由は、高齢のためでございます。申出箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、
〇番の図面箇所、町道〇〇道路に面しており、申出者のご自宅周辺でござ
います。

続きまして、番号2、住所、〇〇〇〇、氏名、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇
番〇、外〇筆、計〇筆、登記地目、現況地目とも、すべて田、面積合計、〇
〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、申出理由は、高齢のためでございます。申出
箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、町道〇〇道路から向
かって〇〇沿いに面しており、〇〇と〇〇との境界でございます。

続きまして、番号3、住所、〇〇〇〇、氏名、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇
番〇、登記地目、現況地目とも田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、
申出理由は、高齢のためでございます。申出箇所は、〇〇〇〇、議案〇ペー
ジ、〇番の図面箇所、番号2でご説明した圃場と隣接しております。以
上です。

議 長： それでは、あっせん委員を指名いたします。番号1の〇〇〇〇、〇〇〇〇
さんの案件については、舟山委員、太田委員、杉山委員をお願いいたします。
番号2の〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、番号3の〇〇〇〇、〇〇〇〇の案件に
ついては、窪委員、朴谷委員、高橋委員をお願いいたします。
只今、あっせん委員に指名されました委員におかれましては、何かとお忙
しい時期ではありますが、よろしくをお願いいたします。続きまして、31ペ
ージの日程第5、議案第5号、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に
ついて」審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

次 長： はい、議案第 5 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、次のとおり、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議をすることについて審議を求める。令和 4 年 1 月 25 日提出、当麻町農業委員会会長名。

別にお配りしております資料 1 をご覧願います。令和元年 10 月以降に連続して発生しました、農地転用に係る収賄や虚偽の申請などの農業委員の不祥事を受けまして、令和元年 11 月 28 日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました事から、全国の農業委員会においても年 1 回以上、総会の場において、法令遵守の申し合わせ決議を行う事となっているものでございます。

議案 32 ページをお開き願います。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)を読み上げますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」、私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんの事、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項について、ここに申し合わせ、決議する。記、

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り、適正に農地制度を運用する事。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保する事。

2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施する事。

令和 4 年 1 月 25 日、当麻町農業委員会。 以上です。

議 長： 只今、事務局より議案第 5 号について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 5 号、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 5 号については原案のとおり決定をいたします。

本日の総会に提出された議案は以上であります。全体の審議をとおして委員の皆さんから何か質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： それでは、関係機関の皆さんが出席されておりますので、何かございまし

たらお願いします。

議長： 農林業振興課。

農林業振興課： 農林業振興課特にございません。

議長： 農業センター。

農業センター： 農業センターです。令和 4 年度の水田活用直接支払い交付金につきましては、新聞等で報道があるように何点か見直しされる方針であります。現在は私どもも、新聞で報道されている内容の程度しか情報を持っていない状況であり、詳細については今後情報が出てくると思いますので、引き続き情報収集してまいります。今後の予定としましては、例年通り 2 月上旬に再生協議会総会を開催し、一次作付調査を進めてまいりたいと考えております。またそれまでどれほどの情報が出てくるのか分かりませんが、その時点での見直し内容や交付金の情報を整理して、情報を提供させていただきたいと考えております。またご案内しておりました水田リノベーション事業について、水稲関係以外の方で 8 件、水田担い手生産性向上事業が 3 件の申請がありましたのでご報告いたします。以上です。

議長： 土地改良区。

土地改良区： 土地改良区ではございません。

議長： 農協。

農協： 農協も特にございません。

議長： 共済組合。

共済組合： 共済組合の方からは、収入保険の絡みでご報告がございます。令和 3 年度からご加入いただいている方のうち、確定申告前まで保険金を請求する予定のある方につきましては、保険金の見積額を計算する必要がございますので、保険金等請求する予定で見積もりがまだの方は、共済組合の方まで販売金額の申告をお願いしたいと思っております。以上です。

議長： 以上、関係機関の皆様よりお話をいただきましたが、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

主任：【事務連絡】

議長： それでは、次回、令和 4 年 2 月の農業委員会総会の日程であります、2

月 28 日、月曜日、午後 1 時 30 分からの予定といたします。何かとお忙しい時期ではありますが、委員と関係機関の皆さんは、日程の調整をよろしくお願いいいたします。

これをもちまして、本日の総会を閉会します。

局 長： ご起立願います。礼。

全 員： ご苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 59 分